回　覧

令和５年５月１５日

会員各位

宮　下　自　治　会
会長　関口邦夫

令和５年度交通標識等設置申請受付について

日ごろから、自治会活動にご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、例年会員の皆様にご協力をいただいている地区内の新たな交通標識等の設置・表示、既存標識の補修等の要望の件ですが、下記のとおり依頼書を取りまとめの上、警察及び市に提出をしたいと存じますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、要望箇所への新規設置が認められた場合でも、設置工事は翌年度以降となることが想定されますので、あらかじめご承知おきください。

記

皆様のお住いの近くで設置が必要と思われる場所、また、破損や変形している標識等がございましたら、お手数ですが、別添依頼書様式に対象区分及び設置場所等をお書きいただき、**６月３０日（金）までに** ご提出くださるようお願いいたします。

１　交通標識の設置・表示・補修の対象区分

①　駐車禁止　②　一時停止　③　横断歩道　④　自発光道路鋲
⑤　カーブミラー　⑥　スクールゾーン　⑦　止まれ等の道路表示
⑧　既存標識の補修等

２　依頼書様式

お手数ですが、別添「交通標識新規設置等依頼書」様式をコピーいただき、設置の理由や設置場所などの必要事項をご記入ください。

依頼書様式は、宮下自治会ホームページ（miyashimojichikai.com/→専門委員会ほか→交通委員会）からもダウンロードすることができます。

３　提出方法（次のいずれかでお願いいたします。）

①　**宮下自治会館（宮下本町 2-17-19）の郵便受けに投函**してください。
②　電子メールの場合は
miyashimokou01@yahoo.co.jpに送信してください。

以　上

担　当　交通委員長　横田　泰之
電　話　０９０－２６３７－１８７０
E-mail　miyashimokou01@yahoo.co.jp

参　考

宮下自治会　令和４年度　カーブミラー等交通安全施設設置依頼　結果概要一覧

No	区　分	新設・既設	設置場所等	結果概要	
1	カーブミラー	新設	宮下本町１－１－１０先	○	（市）対面の土地所有者への設置可否の確認要す。許諾を得られれば、今後、設置を行っていく予定。（次年度対応）
2	カーブミラー	新設	宮下本町１－２－１３先	×	（市）カーブミラーを設置するほどの見通しの悪さは確認できない。
3	押しボタン式信号標示	新設	宮下本町２－１０先		（警）警察署案件。未回答。
4	カーブミラー	新設	宮下本町３－２１－６先	○	（市）今後、設置を行っていく予定。（箇所付け○。次年度施工予定。）
5	カーブミラー	新設	宮下本町３－２４先	×	（市）カーブミラーを設置するほどの見通しの悪さは確認できない。 カーブミラーが設置された当時と状況が異なり、左右の見通しは良くなっている。
6	スクールゾーン等の路面標示	新設	宮下本町３－３７先	△	（市）新規のスクールゾーンの標示は行っていない。「速度おとせ」の標示が可能か検討する（周辺に標示がなければ可。）。
7	横断歩道・押しボタン式信号	新設	宮下本町２－２２－５先		（警）警察署案件。未回答。
8	カーブミラー	新設	宮下本町３－４０先	○	（市）今後、設置を行っていく予定。（箇所付け○。次年度施工予定。）（注）車用のカーブミラーの設置がない箇所であるため、歩行者用として設置するもの。
9	カーブミラー	増設	宮下本町３－４１先	△	（市）カーブミラーを設置するほどの見通しの悪さは確認できない。 代替案として、交差点内のカラー舗装（赤い枠）を行う。（次年度施工予定。）
10	カーブミラー	新設	宮下本町３－５１先	○	（市）今後、設置を行っていく予定。（箇所付け○。次年度施工予定。）
11	カーブミラー	新設	宮下１－１－３８先	×	（市）カーブミラーを設置するほどの見通しの悪さは確認できない。
12	自転車走行指導帯等（標示）	新設	宮下本町３－２１－６先	△	（市）自転車走行指定帯は重点区域を定めて設置しているため不可。歩道植栽を撤去し、歩道を拡幅する。（次年度施工予定。）
13	カーブミラー	新設	宮下２－１４先	×	（市）写真左手歩道に歩行者用カーブミラーの設置は可能であるが、視認できるかどうかギリギリになる。 自転車も一時停止が原則であることや歩行者用ミラーは特例的なものであることから、当該年度での設置は見送る。

○＝設置の方向で進める。△＝代替案等により対応する。×＝設置は認められない。